

(案)

令和7年(2025年) 月 日

飯山市長 江 沢 岸 生 様

飯山市特別職報酬等審議会
会 長 坪 根 弘 記

特別職の報酬等の額について(答申)

令和7年(2025年)10月21日付総第150号で諮問のあったこのことについて、慎重に議論を重ね意見をまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

(1) 市長、副市長及び教育長の給料及び退職手当の額

市長、副市長及び教育長の給料月額及び退職手当の支給割合については、それぞれ次のとおり改定又は据え置くことが適当である。

職	給料月額	退職手当の支給割合
市 長	据置き	据置き
副市長	据置き	据置き
教育長	572,000円	据置き

(2) 市議会議員の議員報酬の額

市議会議員の報酬月額については、それぞれ次のとおり改定することが適当である。

職	報酬月額
議 長	375,000円
副議長	315,000円
議 員	290,000円

(3) 改定時期

改定時期については、令和8年(2026年)4月1日からとすることが適当である。

2 理由及び考え方

(1) 基本的な考え方

本審議会は、令和7年(2025年)10月21日から同年12月16日にかけて3回開催し、市長から諮問を受けた事項について審議した。審議に当たっては、市の財政状況並びに県内他市、周辺町村及び人口や産業構造が同規模である全国の類似団体との均衡に配慮した上で、特別職の職員の果たすべき役割や職責の重さに見合った額とすることを基本とした。

(2) 市長、副市長及び教育長

はじめに市長及び副市長については、県内他市及び類似団体との比較を行った上で、当市の財政状況等を踏まえて、現状の金額が適当であると判断し、据え置くこととした。

次に教育長については、第1回会議冒頭で示された江沢市長の思いを踏まえて、前回の令和3年度(2021年度)開催の審議会からおよそ4年が経過し、その間に一般職の職員については国に準じた給料表等の改正により、諸手当を含めた給与水準が引上げとなっていることに鑑み、理事者と一般職の職員の給与水準は一定程度乖離することも必要であることから、若干の引上げとすることとした。

改定額については、理事者の勤務形態が一般職の職員と類似するものであることに鑑み、令和7年人事院勧告における行政職俸給表(一)の平均改定率3.3パーセントを参考値とし、3パーセント程度の引上げとすることとした。また、引上げ後の金額は、県内他市の中で当市に最も近い水準の大町市の金額と概ね同程度となることから、適当であると判断した。

なお、退職手当の支給割合については、現状県内他市の平均程度であることに鑑み、改定の必要はないと判断し、据え置くこととした。

(3) 市議会議員

市議会議員については、理事者とは勤務形態が異なることから、人事院勧告は参考にしないこととしたが、市長の給料月額を100とした場合の議員の報酬月額の比率が33.7パーセントであり、県内他市の中で当市の議員の報酬月額に最も近い水準の大町市における同比率36.9パーセントと比較しても低い水準であること及び類似団体の平均額とおおよそ6万円の差があることから、一定程度の引上げが必要と判断した。

改定額については、上記大町市における比率を参考値として、市長の給料月額に同比率を適用した額がおおよそ290,000円であること及び令和7年10月15日付議第79号飯山市議会議員報酬に係る要望の主旨を踏まえて、議員の報酬月額については290,000円とすることが適当であると判断した。なお、議長、副議長については、議員の報酬月額を290,000円とすることを前提として、現行の議長の報酬月額を100とした場合の副議長及び議員の報酬月額の比率を改定後も維持するように算出した額とした。

(4) 適用時期

適用時期については、特に市議会議員の報酬月額は喫緊の課題であるとの認識から、令和8年(2026年)4月1日から適用することが適当とした。

令和3年12月27日

飯山市長 足立正則 様

飯山市特別職報酬等審議会
会長 伊東博幸



特別職の報酬等の額について(答申)

令和3年9月27日付庶第107号で、足立正則飯山市長から本会に諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、委員全員一致で下記の結論となりましたので、答申します。

記

1 市長、副市長、教育長の給料、期末手当及び退職手当の額

市長、副市長、教育長の給料月額及び期末手当支給率を上げ、退職手当支給割合を下げ、それぞれ次のとおり改正することが適当である。

職	給料月額	期末手当支給率	退職手当支給割合
市長	783,000円	年間3.35月	42.5%
副市長	634,000円	年間3.35月	29.2%
教育長	556,000円	年間3.35月	22.4%

2 市議会議員の報酬、期末手当の額

市議会議員の報酬月額及び期末手当支給率を上げ、それぞれ次のとおり改正することが適当である。

職	報酬月額	期末手当支給率
議長	342,000円	年間3.35月
副議長	287,000円	年間3.35月
議員	264,000円	年間3.35月

3 報酬等の改正時期

市長及び市議会議員については、次期改選後の任期から、副市長及び教育長については、令和4年4月1日からとすることが適当である。

4 理由及び考え方

本審議会は、令和3年9月27日から同年12月20日にかけて4回開催し、市長から諮問を受けた事項について審議した。

審議にあたっての基本的な考え方として、

- (1) 県内他市、周辺町村及び人口や産業構造が同規模である全国の類似団体の特別職報酬額と比較したうえで、飯山市として相応しい額とすること。
- (2) 平成19年に行われた審議会の答申による改正において、理事者及び議員ともにマイナス改定とされたが、それから長期間にわたり改正が行われていないことにより、県内他市及び近隣町村との間で均衡が保たれていない状況であることを勘案すること。
- (3) 飯山市の財政状況を勘案すること。

以上3点を基に、慎重に審議を重ねた。

上記の考え方を基に審議した結果、特別職報酬等は、その果たすべき役割や職責の重さに見合った額であることが望ましく、かつ、県内他市や近隣の町村との間で均衡が保たれる額であるべきと考え、1期総報酬額の比較で、近隣町村より高く、県内19市中最小の市であることを勘案した額とすることが適当であるという結論に至った。

5 附帯意見

- (1) 報酬等の改正について

今回の答申による報酬等の改正時期については、新型コロナウイルス感染状況を勘案し、柔軟な対応をされたい。

- (2) 審議会の定期的な開催について

本審議会については、長期間開催されない場合に社会情勢などを適切に反映できなくなることから、今後は定期的で開催されたい。

- (3) 期末手当支給率の改正について

期末手当支給率は、県内他市及び近隣町村において審議会の付議事項にしていないことから、飯山市にあっても同様に審議会の付議事項とせず、国、県及び県内市町村の状況等を勘案し、見直しを行うこととされたい。

- (4) 市議会議員の定数について

市議会議員の定数について、引き続き議会と共に研究されたい。